

「木戸為三・西村仁兵衛関係文書」の紹介

（秩父事件に参加した若狭小浜の薬商）

井上幸治・町触研究会

はじめに

本稿は、立命館大学文学部学芸員課程で所蔵している文書群の紹介である。この文書群は、本学内の古文書収納スペースに保管されており、ダンボール箱には「小浜治安裁判所関係文書」と書かれていた。だが整理の結果、若狭国遠敷郡小浜（福井県小浜市）の出身である木戸為三という人物と、その親戚で同じく小浜の人物である西村仁兵衛に關係する史料群であることが判明した。文書中には、西村を被告とした訴訟に関する史料が含まれ、それが小浜治安裁判所より出されたものであったため、箱にそう記されたのだろう。しかし文書の多くはこの訴訟と關係がなく、標題のように改めるのが適当である。

本文書群が本学の所有にいたった経緯は、明確にはわからない。恐らくは他の文書群と同様、広小路キャンパス時代に購入されたものと推察されるが、くわしい経緯・時期等については明らかにできない。以下、本稿ではまず当該文書群の概要を述べ、次いでいくつかの文書を翻刻し、末尾に全点の目録を付した。

一、木戸家と西村家

この文書群に深くかわるのは、木戸為三（小浜津嶋町六七番地に居住）と西村仁兵衛（小浜鹿嶋町九〇番地に居住）という人物である。末尾に付した目録のとおり、この二名がほとんどの文書にかかわっており、しかも両者は縁戚關係にあつた（12号文書）。

① 木戸家

木戸家は小浜の有力町人であり、歴代が「為三」を称している。文久二年（一八六二）の「藩主入在国に付先例等書留」（「組屋文書」七三）によると、木戸為三は桑村謙庵・長井十右衛門・窪田手間助・斎藤仁右衛門・永井市左衛門とともに、藩主へ御目見得を許される「名披露之者」に列している^①。桑村・長井は、いずれも戦国時代に守護武田氏に仕えたという由緒をもち、近世には小浜城下の有力商人となって町年寄をつとめていた。木戸氏も彼らと並ぶような由緒をもっていたことが伺える。しかし木戸氏の由緒は、本文書群中からは明らかにできない。

本文書群にかかわる木戸家は「為三」を襲名しており、小浜城下町のなかでも城郭に近い津嶋町に住んでいた。明治四年（一八七二）の「木戸為三家族書」（62号文書）などによってその系図をあらわすと、図1のよ

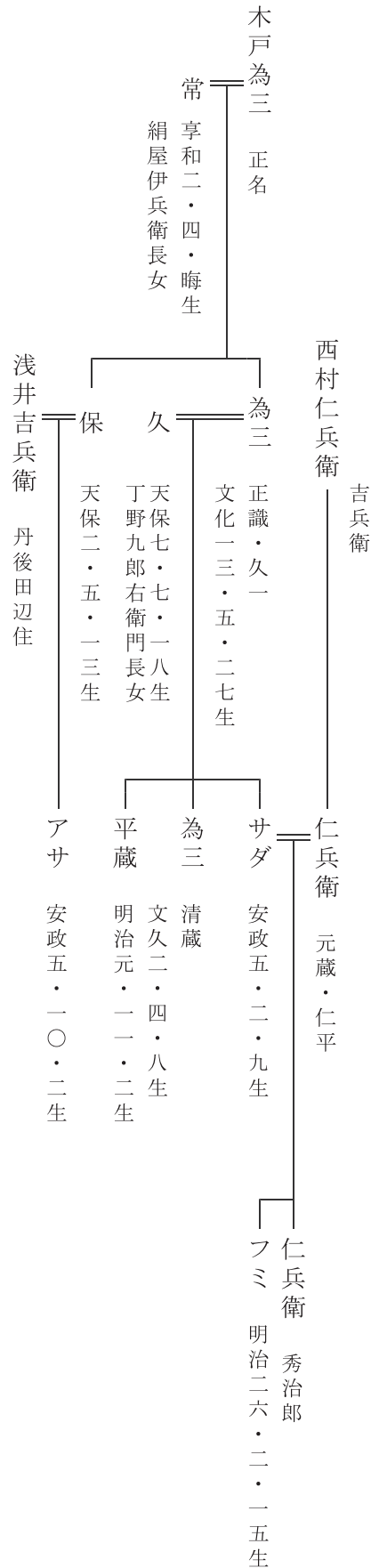


図1 木戸・西村家の系図

うになる。

明治四年にはまだ正識が「為三」を称していた。その後、正識が「久一」に改め、清蔵が「為三」と称した。この為三(清蔵)は、文久二年四月八日の生まれであるが、明治十二年四月には薬商として営業するため、大坂道修町二丁目に五年間寄留することを届けでている(05・06号文書)。このとき、父久一はまだ存命していた。清蔵が若くして「為三」名を継ぎ、薬商として活動をはじめたことがうかがえる。

文書からも、売薬業に関するものが多く見いだせる(01、03、07、13、15、19号文書など)。なかには白朝散の調合に関するものもあり、為三が薬商として活動していたさまが伺える。とくに、明治十六年四月には為三が関東へ活動拠点を移していることを確認でき(16号文書)、為三が明治十七年七月の秩父事件勃発よりも以前から、秩父地域の人々と関わりをもっていたことが伺える。この後、為三は、秩父事件に関わって収監され入獄し、特赦によって明治二十二年三月に出獄する。そして明治二十九年までに若狭小浜へ帰り、そこに居住している(29号文書)。しかし木戸家はその後、明治三十六年に資産を売却する。為三の名が明治三十

年を最後に見えなくなり、三十六年の資産売却に際しても母ヒサの名しか見られない。この間に何らかの変化が木戸家におこり、資産整理をせまられたのではないだろうか。

② 西村家

木戸家の縁戚である西村家は、城下西寄りの後瀬山北麓にあたる鹿嶋町に居住し、仁兵衛を襲名して、釘鉄物商・荷車稼業をいとなんでいた(40、42号文書)。52号文書に「西村サ□」とあることから、西村家は為三の姉サダの嫁ぎ先であった可能性が高い。サダは安政五年(一八五八)の生まれである。木戸・西村両家の関係は、明治十一年(一八七八)から確認できる。当時、サダは二〇歳になっており、恐らくはそれまでに西村元蔵(後の仁兵衛・仁平)に嫁いでいたのだろう。これを前提として、49・50号文書などから判断した西村家の系図は、図1のとおりである。

明治十一年(一八七八)六月に元蔵が仁兵衛を襲名し、それまでの仁兵衛は吉兵衛と改名した(40号文書)。その後、明治十六年十二月に、仁兵衛(元蔵)は家督を秀治郎に譲り、仁平と改名し、秀治郎が仁兵衛を称し

た(49号文書)。しかしこの家督継承は一時的なものであつたらしく、三か月後の明治十七年二月には、再び仁平が家長となり、それぞれが旧名に戻している(50号文書)。何らかの事情があつたものと推察されるが、よくわからない。

西村仁兵衛(元蔵)は、明治十九年七月に松谷重太(小浜生玉町に居住)から訴えられ、小浜治安裁判所に召喚されている。裁判は、明治二十年五月に判決が出、原告敗訴となつている(53～56号文書)。この文書群が、「小浜治安裁判所関係文書」とされていたのは、この文書の存在による。

また「証」(58号文書)は「仁兵衛妹フミ」が種痘を受けた際のものであるが、フミは明治二十六年の生まれであり、仁兵衛(元蔵)・サダの子であると推定できる。そうすると、明治三十年段階の仁兵衛は秀治郎であり、それまでに襲名していたことがわかる。目録には記していないが、明治二十九～三十年、三十六年の木戸家の賃借・売却には、親類代表として西村仁兵衛の名も見えるが、それは秀治郎のことであろう。

木戸為三が秩父事件により入獄し、また明治三十六年までに姿を見せなくなるなどしたため、小浜に残っていた木戸ヒサは、娘サダや外孫の西村仁兵衛(秀治郎)を頼っていたのではないだろうか。それゆえ本文書も、木戸ヒサの手から娘サダをへて外孫の西村仁兵衛(秀治郎)の許に渡り、その後、西村家の文書と一体になつて本学へ伝わつたものと考えられる。

二、秩父事件について

本文書群の中には、秩父事件に関係する資料が七通(20～26号文書)含まれている。このうち、明治十八年(一八八五)一月十四日付の裁判言渡書(24号文書)は、すでに『秩父事件史料集成』^②で翻刻・紹介されている

「木戸為三・西村仁兵衛関係文書」の紹介

ため、他の六通を翻刻・紹介するが、その前に秩父事件とそこにおける木戸為三の行動について確認しておく。^③

秩父事件とは、明治十七年十一月一日に勃発し、鎮圧まで一週間を要した農民蜂起事件である。参加者は、秩父地方を中心に数千～一万人といわれ、刀・鉄砲を用いた組織的な行動によって高利貸商を襲い、また租税減免・国会開設を求めると、大規模な武力蜂起事件として知られている。

当時、木戸為三は二十三歳(数え年)であり、十一月六日以降になされた「訊問調書」や翌年一月十四日付「裁判言渡書」によると、本来は売薬行商であつたが、あまり芳しくなかつたため、前年七月下旬から秩父郡下吉田村(埼玉県秩父市)に滞在し、代言人のようなことも請け負つていたという^④。そして翌年十月三十日、近所に住んでいて懇意にしていた山口富蔵方で菊池貫平・井出為吉と面識をもち、全国で一斉蜂起するという菊池の言を信用して活動に参加することを決意した。彼らは、まず石間村(埼玉県秩父市)に移動し、さらに翌日、椋神社(埼玉県秩父市下吉田)で蜂起する。為三もこれに参加し、組織の中では会計に属して鉢巻・襷類の物品渡し方を担当した^⑤。放火などの武力行為には参加しなかつたという。しかし蜂起軍は、十一月三日夕刻に大淵附近(埼玉県皆野町)で憲兵隊に破れ、組織力を失つて壊滅状態へと迫っていく。それを見た為三は、菊池が言つていた全国蜂起の報もないため、だまされたと判断し、自首しようとして組織を離れていく。

こうして為三は、山間部の下吉田から荒川沿いに平野部へ向かい、五日に野巻村(埼玉県皆野町)で拘束された。六日には寄居警察署(埼玉県寄居町)で尋問を受けた。その後、為三の身柄は本荘警察署(埼玉県本庄市中央一丁目)に当時の建物が現存、県指定文化財)へ移され、八日と十一日に再び尋問をうけている。その後、十四日になつて熊谷監獄支署(埼玉県

熊谷市)の監倉へ収監された^⑦。

このように木戸為三は、秩父事件の中心人物ではない。しかし、六日の尋問で組織の概要や蜂起の経緯について詳しく述べており、憲兵隊側はこれによって蜂起軍首脳部の具体的な人名を初めて把握できたらしい。それゆえ、蜂起軍の組織的な活動は三日夕方にはほぼ終わっているものの、その後の菊池・井出をはじめ、田代栄助・加藤織平らの中心人物の追跡・逮捕において、為三はきわめて重要な証言をしたと評価できよう。

事件が治まった後、十二月二十六日には浦和重罪裁判所(埼玉県さいたま市浦和区)での予審が終わり、「予審終結言渡書」(22号文書)が為三に示された。そして翌年一月六日に「公訴状」(23号文書)が同裁判所に送達され、十四日に同裁判所で重禁固五年の判決が言い渡された(裁判言渡書)。為三は即日上告したが、翌日には取り消している。これによって為三の刑期も確定したものと思われる。その後為三は、明治二十二年三月二日、大赦によって井出為吉・井上伝蔵らとともに赦免されている。

本稿で紹介する史料は、木戸為三が組織を離れて拘束された後、裁判を受ける過程で作成された文書である。「予審終結言渡」「公訴状」の内容は、「裁判言渡書」にほぼ反映されているため、秩父事件そのものについての新たな情報が、加わることはほとんどない。しかしこの文書群からは、木戸為三という人物が、どのような経歴をもち、また赦免後に木戸家がどのような経緯をたどったかがうかがえる。

秩父事件で中心となったのは、秩父地方で養蚕業・農業に従事した人々であった。世界恐慌・松方デフレという経済状況によって困窮におちいた人々が、最初こそ陳情を繰り返すものの、それが容れられなかった結果、武装蜂起へと進んでいったのである。しかし為三は、秩父地方の出身者でもなければ、養蚕業・農業にかかわる生業でもない。本来の売

業業が順調ではなかったとはいえ、蜂起した人々とは異なる環境にいた人物である。

為三が事件に加わったのは、蜂起の一年以上前から秩父周辺に滞在し、代言人のようなことをしていたためであろう。事件の中心人物たちは、蜂起にいたるまでの間に、何度も陳情に出向いている。為三は、そのような蜂起以前の活動の中で、中心人物との関係を深めていったものと思われる。

為三は、事件の直接の原因となった経済的困窮の当事者ではなかった。そのためか為三は、蜂起に加わったとはいえず、武力行為には参加していない。会計担当であった事もあるが、やはり蜂起に対する温度差があったのではないだろうか。為三がいち早く組織から離れ、まるで自ら進んで拘束されたかのような行動をとっている反面、武力行為に参加した人々の中には、戦闘によって重傷を負い生命の危機が訪れても、政府側の医者による治療を頑として拒否し、そのまま亡くなったような者もいた^⑧。

事件の中でだがどのような行動をとったのかということと、その人物が当事者としての危機感をどれほど有していたかという事とは、一定度の関係が想定できるのではないだろうか。当事者意識に乏しい為三が、いち早く組織を離れ、憲兵隊側に情報を与えたことには、そうなる必然性があったといえよう。

註

- ① 『小浜市史 諸家文書編一』(小浜市、一九七九年)一九三―二〇一頁。
- ② 井上幸治ほか編『秩父事件史料集成』一―六(二玄社、一九八四―八九一年)。
- ③ 秩父事件の史料・概要については、井上幸治『秩父事件 自由民権期の農民蜂起』(中公新書、一九六八年)、高島千代「秩父事件 ―研究と顕彰

活動の現在」(町田市立自由民権資料館紀要『自由民権』一七号、二〇〇四年)などを参照した。なお本稿註における井上幸治(一九一〇〜八九歿)は、本稿執筆者と同名同姓の別人である。

④ ともに、前掲『秩父事件史料集成』所収。なお「裁判言渡書」は本文書群にも24号文書として含まれる。

⑤ 為三は、明治十六年四月には武蔵国大宮附近で活動している(16号文書)。

⑥ 「予審終結言渡状」(22号文書)・「裁判言渡書」では、為三は遊兵組に属して伝令などをつとめたなどと記す。しかし「公訴状」(23号文書)では遊兵組という名称を用いていない。

⑦ 「訊問調書」によると、為三は十一日まで本荘警察署で訊問をうけている。しかし治罪法に基づいて熊谷監倉へ収監されることは七日に伝えられており(20号文書)、十七日には刑法に基づいて同監倉への収監が伝えられている(21号文書)。

⑧ 金尾村の新井助三郎という人物のこと。井上幸治『歴史とは何か』(藤書店、一九九一年)八八〜八九頁。

〔目録凡例〕

一、この目録は、「木戸為三・西村仁兵衛関係文書」の目録である。

一、原則として常用漢字・新字などを用い、旧字・異体字などは用いていない。

一、目録には、文書番号、受人番号、文書名、作成年月日、差出人、宛先、形状、頁数を記した。

一、文書名は原題があればそれを採用し、必要に応じて()内に補記した。原題がない場合は、ふさわしい名称を考え、「」内に記した。

一、差出人・宛先が複数ある場合、「他」として略したものもある。

一、本目録は、本学文学部の自主ゼミである町触研究会が、二〇〇九年九月・二〇一〇年八月・二〇一三年八月におこなった夏季合宿の成果の

一部である。

合宿の参加者全員が本目録の作成に携わったわけではなく、また合宿で本文書の整理だけをしたわけでもないが、各合宿への参加者は左記のとおり。なお()内は、二〇一四(平成二六)年五月現在のものである。

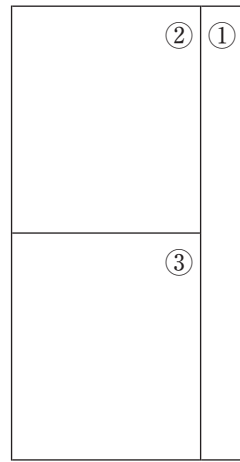
井上幸治(本学非常勤講師)、澤田智幸(二〇〇七年度卒業生)、谷口拓(大阪市立大学大学院博士前期課程二〇一〇年度修了、京都市役所勤務)、満田雅(二〇〇八年度卒業生)、土屋義弘(本学大学院博士前期課程二〇一二年修了)、大橋裕美子、齋藤陽子、高橋歩美、疋田侑莉、松井直人、村上強、山田佳美(以上七名は二〇一〇年度卒業生)、西崎正成、西田優衣、長谷川正和、山崎良輔(以上四名は二〇一二年卒業生)、松田悠乃(京都橘大学卒業、キンシ正宗勤務)、佐藤魁紀、中野亜矢(以上二名は二〇一三年卒業生)、佐田久真帆(本学5回生)、安久直輝、伊藤優、川北百合佳、紀光、真田遥平(以上五名は同4回生)、安達悠、名合藍、深井純(以上三名は同3回生)、中村梨紗子、福谷鮎子、藤橋由佳、山本由樹(以上四名は同2回生)

【史料翻刻】

埼玉県警部「伊藤碌三」(方印2)

■20 拘留状 明治十七年十一月七日

縦 237mm × 横 167mm



本文書は、上図のように区切られている。

〔区画①〕

拘留状

〔区画②〕

津島町

福井県遠敷郡辻村番地

不明平民 (楕円印)

木戸為三

二十三年

右「凶徒聚衆」ノ事件ニ付治罪法第二十六条ノ規則ニ従ヒ「熊谷」監倉ヘ拘留スヘキ者也

但本人潜匿シタル時ハ家宅ヲ搜索ス可

シ

明治「十七」年「十一」月「七」日午後「八」時

(方印1)

「本荘」警察署「長」

〔区画③〕

拘留シタル被告人

ノ署名捺印若シ能 「木戸為三」(拇印)

ハサル時ハ其事由

執行シタル 「十一月七日」

月 日 時

執行シタル 「本庄警察所ニ於テ」

場 所

執行ノ手続 「被告人ニ正本ヲ示シ謄本ヲ下附」

家宅搜索ヲ為シタル

ル時ハ其事由

拘留スル事能ハサル

ル時ハ其事由

右之通取扱候也

明治「十七」年「十一」月「七」日

巡查「宅野寛道」(円印)

註1、本文書は、枠線及び文字が木版印刷された専用紙に「」部分の文字を墨筆で記入している。

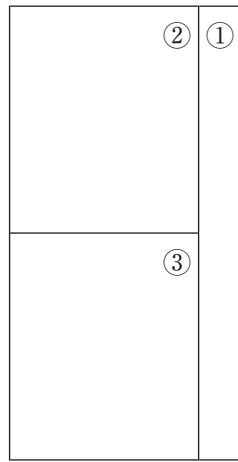
2、区画②「辻村」の上に楕円印「水谷」を捺し、訂正する。

3、方印1は「埼玉県本庄警察署」、方印2は「埼玉県警部伊藤碌三」と記す。

4、文書上欄外に水谷印の捨印、右端に方印1の割印あり。

■21 収監状 明治十七年十一月十七日

縦 272mm × 横 196mm



本文書は、上図のように区切られている。

〔区画①〕

(方印1) (方印2)

収監状

〔区画②〕

「福井県若狭国遠敷郡小浜津島町平民

売薬者 木戸為三」

右「兇徒嘯聚ノ助勢ヲナシタル」事件ニ

付取調ヲ為シタル処本罪刑法第「百

三十七」条ニ該ル可キ者ト思料ス依テ

検事ノ意見ヲ聴キ埼玉県監獄熊谷

支署監倉ニ収監ス可キ者也

但本人潜匿シタル時ハ家宅ヲ搜

索ス可シ

明治「十七」年「十一」月「十七」日「午前十」時

(方印2)

浦和輕罪裁判所熊谷支庁

「予審判事補 秋山 復」(方印3)

書記 「木村周次郎」(方印4)

〔区画③〕

収監シタル被

告人ノ署名捺 「木戸為三」(拇印)

印若シ能ハサ

ル時ハ其事由

執行シタル 「明治十七年十一月十七日午前

月日時 十一時」

執行シタル 「埼玉県熊谷監獄支

場所 署ニ於テ」

執行ノ手續 「ヒ告人エ正本ヲ示シ謄

本ヲ下附ス」

家宅搜索ヲ為

シタル時ハ其

由

収監スル事能

ハサル時ハ其

事由

右之通取扱候也

明治「十七」年「十一」月「十七」日午「前十二」時

「埼玉県看守 渡辺善左エ門」(円印)

註1、本文書は、枠線及び文字が木版印刷された専用紙に「」部分の文字を墨筆で記入している。

- 2、方印1の下に、方印2の割印がある。
- 3、方印1は「検事松山彪印」、方印2は「浦和軽罪裁判所熊谷支庁印」、方印3は「判事補秋山復」、方印4は「裁判所書記木村周次郎」と記す。

■22 予審終結言渡書 明治十七年十二月二十六日

縦 273mm × 横 195mm

「第八号」(朱書)

予審終結言渡書

福井県若狭国遠敷郡小浜津島「町六十七番地ノ老平民売薬商

木戸為三

検察局ノ起訴ニ依リ右木戸為三ニ対スル兇徒聚衆事件予審ヲ遂ケ、終結ノ言渡ヲ為ス、左ノ如シ、

被告人ハ武蔵国秩父郡下吉田村「ニ奇寓中、井出為吉・菊池管平」ヨリ田代栄助等カ腕力ヲ以テ高利貸「營業者ヲ压倒シ并ニ学校ノ休」業・雜税ノ減免ヲ地方庁ニ強訴「スル等ノ目的ヲ以テ暴挙ヲ企ツル事」ヲ聞知シ、且ツ為吉等ノ煽動スル所トナリ、其暴挙ニ与シ、明治十「七年十一月一日白木綿ノ鉢巻ヲ為」シ刀ヲ帶シ袴ヲ穿テ、下吉田村「椋ノ神社境内ニ参会シ、遊兵」組即チ伝令使ノ地位ヲ占メ、会「計ニ属スル役務ヲ兼ネ、同月四日ニ至」ルマテ同郡小鹿野町・大宮郷・皆野村「等ヲ蹂躪騷擾シ、其間擲・鉢巻」ヲ新参者二分与シ、或ハ官兵ノ「動静ヲ首魁ニ報告シ之ニ抗拒」スルノ処分ヲ為サシメ、或ハ暴徒ヲ「指揮シテ緩急相救ワシムル等ノ業」為ヲ為シ、暴勢ヲ助ケタルモノニシテ「其証憑ハ被

告人ノ口供証人除村「喜作・倉林新吉・肥土三郎平・千」葉正規・引間コン・笠原キク、事実「参考人井出為吉・田代栄助ノ陳」述、脇差及び名刺ノ現在セル等ニ「依リ充分ナリ、其所為ハ刑法第」百三十七条中刑其嘯聚ニ応「シ煽動シテ勢ヲ助ケタル者ハ」輕懲役ニ処シ、其情輕キ者ハ「一等ヲ減ストアルニ該当スル重罪」ナリト思料ス、依テ治罪法第二「百二十二条ノ規則ニ随ヒ、本件」ヲ浦和重罪裁判所ニ移シ、且東「京控訴裁判所検事長ノ指揮」アル迄、被告人ヲ埼玉県監獄熊「谷支署ノ當倉ニ留置スル者也、

但貴、言渡ニ対シ故障ヲ為ス事「ヲ得、其期限ハ本旨ノ送達」アリタルヨリ一日ナリトス

明治十二年十二月廿六日

浦和軽罪裁判所熊谷支庁

予審判事補 秋山復

書記 木村周次郎

右正本ニ依リ謄写スルモノ也

明治十二年十二月廿六日

書記 木村周次郎(方印)

註 本文中の「」は、改行を示す。

■23 公訴状 明治十八年一月六日

縦 276mm × 横 195mm

公訴状

福井県若狭国遠敷郡「小浜津嶋町六十七番地ノ老、平民」

売薬行商人

木戸為三

二十三年

右被告人木戸為三カ今回県下秩父郡ニ暴「挙セル兇徒ニ加盟シタル、顛末ヲ揚ケシニ、被告ハ」兼テ秩父郡下吉田村寄宿中田代栄助・「井出為吉・菊地管平等カ相謀リテ貧民ヲ」誘導シ衆力ヲ擁シテ債主ニ迫リ、或ハ延期、或ハ年「賦等ノ談判ヲ為シ、又学校休業雑税減免」ヲ地方庁ニ強願セントノ目論見アルヲ聞知シ、之「ニ党与スルノ意ヲ決シ、明治十七年十一月一日、刀」ヲ帯ヒ袴ヲ穿テ白木綿ノ鉢巻ヲ為シ、田代「栄助等と秩父郡下吉田村椋ノ神社ニ」会同シ、同右之為ニ伝令使兼會計事「務ノ任ヲ荷ヒ、且ツ軽重ノ事ニ従事シ併」セテ櫛・鉢巻用ノ木綿ヲ行々追々従フル者ニ配」与シ、同日午後同勢ト供ニ同郡小鹿野町「ニ進ミ、翌二日大岡村ニ乱入シ、同夜妙見寺表」ニ屯集シ、其翌三日大野原黒谷等ノ各「村ヲ経テ皆野町ニ出テ、又其翌四日同郡下」吉田村ヲ過ケリ、城峯山ノ方へ押出ス際、「被告ハ心出切々其目約ノ達シ得可ラサルヲ悟」リ、逃レテ同郡野槇村ニ到リ、同月五日遂ニ捕「縛セラレタリ、先是被告カ田代栄助等ニ随」從シテ各村ヲ横行スルニ当リテヤ、被告ノ出「務ハ前陳ノ如ク専ラ伝令會計等ノ在リト」雖モ、其間或ハ官兵ノ動靜ヲ探知シテ之ヲ首「領ニ報告之事ニ臨ヒテ尚モ失錯スル事ナカラシム」ルカ如キ拮据匪勉暴勢ヲ助クルニ於テ尤モ「尽力シタル者ナリ、其事実ハ被告ノ申述証人」除村喜作・倉林新吉・肥土三郎平・千葉正規・「引間コン・笠原きりノ証言、参考人井出為吉・田」代栄助ノ供述及脇差・名刺ノ現存ニ拠リ「証憑充分ナリトス、之ヲ法律ニ照スニ刑法第」百三十七条第二項ニ該当ス、

浦和輕罪裁判所熊谷支庁予審判事ハ被「告ヲ兇徒聚衆重罪犯人ナリト認メ、浦和重」罪裁判所ニ移スノ旨言渡ヲ為シタリ。

本職右言渡確定シタルニ因リ、其言渡ヲ執「行センカ為メ、節々被告ノ

「木戸為三・西村仁兵衛関係文書」の紹介

罪証ヲ呈状シテ公「訴ニ及候也、

浦和重罪裁判所

明治十七年十二月三十日 検事 岡田豊

同所

判事 島田正章殿

右正本ニ依リ謄写スル者也

明治十八年一月六日浦和重罪裁判所ニ於テ

(方印1)

裁判所書記「花田銀太郎」(方印2)

註1、本文中の「は、改行を示す。

2、方印1は「浦和重罪裁判所之印」と記す。

3、用紙(野紙)には、柱に「浦和重罪裁判所」と印刷されている。

■25 「長脇差一本押収状」 明治十八年一月十四日

縦 270mm × 横 175mm

「木戸為三」

右明治「十八」年「一」月「十四」日当裁判所ニ於テ宣告ヲ為シタル「長脇差壹本ハ」当裁判所書記局へ可相納者也

「重」

浦和輕罪裁判所熊谷支庁

ヒ ヒヒヒヒ

明治「十八」年「一」月「十四」日

検事

ヒヒ

書記局(朱方印)

九

註1、年月の箇所に朱方印あり。その印文は「浦和重罪裁判所之印」。

- 2、印刷物に「」部分の文字を記入している
- 3、見せ消しは、消した文字の左側に「ヒ」を記した。
- 4、上部に「七字削除」の文字記入と朱方印あり。

■26 記(金24錢上納につき) 明治十八年五月九日

縦 241mm × 横 168mm

記

納人

明治十「七」年第「廿壹」号 「木戸為三」

一金「貳拾四錢」

裁判言渡書謄本「八」枚

右上納可致モノ也

浦和輕罪裁判所

明治十「八」年「五」月「九」日 書記局

註1、文字「上納可致」の場所に、朱方印が捺されている

2、文字を木版印刷した専用紙に「」部分の文字を記入している

〔目録〕

文書 番号	受入 番号	文書名	作成年月日	差出人	宛先	形状	員数
1：木戸							
01	34-2	売薬御願	明治10年3月10日	木戸為三	-	縦帳	1
02	33	証(薬税上納につき)	明治11年3月12日	-	木戸為三	切紙	1
03	34-1	売薬請売約定書	明治11年	木戸為三・浅井源治郎	-	縦紙	1
04	43	地所譲渡之証	明治11年10月8日	西村仁兵衛他1名	木戸為三	切紙	1
05	32-1	寄留願	明治12年4月23日	木戸為三	戸長田中長次郎・副戸長西嶋善太郎	綴	1
06	32-2	寄留願	明治12年4月23日	戸長田中長次郎・副戸長西嶋善五郎	大坂府下道修町式目戸長	綴	1
07	31	受領証(売薬壺方税1円につき)	明治12年7月24日	遠敷郡長曾根直行	木戸為三	切紙	1
08	42	証(実印預かりにつき)	明治13年3月11日	木戸久一	西村吉兵衛	罫紙	1
09	40	地所書入証	明治13年4月12日	木戸為三・西村仁兵衛	津田和助	罫紙	1
10	41	建家書入質証	明治13年4月12日	木戸為三・西村仁兵衛・一二銀蔵	村松作右衛門	罫紙	1
11	26	受領書(金1円につき)	明治13年7月22日	遠敷郡清瀧町津嶋町多賀町鈴鹿町戸長役場	木戸為三	切紙	1
12	25	証(家の管理につき)	明治13年8月	木戸久一	親類惣代人西村仁兵衛	縦紙	1
13	28	売薬請売約定書	明治13年	平民木戸為三他1名	-	縦紙	1
14	21	仮約定之証	明治16年4月3日	高岸■二	増川〔 〕	縦紙	1
15	20	売薬請売約定書	明治16年4月9日	平民木戸為三	平民橋本儀兵衛	縦紙	1
16	12	〔勸解不調証明〕	明治16年4月25日	大宮治安裁判所	-	切紙	1
17	16	記(着物料受取につき)	明治16年8月4日	丁野友蔵	木戸	切紙	1
18	19	記(7月6日渡の金8円につき)	明治16年10月29日	-	-	切紙	1
19	17	売薬請売鑑札御訂正願	明治17年4月22日	木戸為三	遠敷郡長森川秀雄	-	1
20	06	拘留状	明治17年11月7日	本荘警察署長他	木戸為三	切紙	1
21	05	収監状	明治17年11月17日	浦和軽罪裁判所熊谷支庁予審判事補秋山復他	木戸為三	切紙	1
22	04	予審終結言渡書	明治17年12月26日	(浦和軽罪裁判所熊谷支庁)書記木村周次郎	(木戸為三)	縦帳	1
23	03	公訴状(謄本)	明治18年1月6日	(浦和重罪裁判所)検事岡田豊	判事島田正章	縦帳	1
24	02-1	裁判言渡書(謄本)	明治18年1月14日	(浦和重罪裁判所)書記内河功	木戸為三	縦帳	1
25	02-2	〔長脇差1本押収状〕	明治18年1月14日	浦和重罪裁判所書記局	木戸為三	切紙	1
26	01	記(金24銭上納につき)	明治18年5月9日	浦和軽罪裁判所書記局	木戸為三	一紙	1
27	52	借入金之証	明治21年2月28日	木戸為三他3名	少栖御連中	罫紙	1
28	13	證(一切取引無之由につき)	明治12年11月10日	鈴鹿町青山立助	木戸為三他1名	縦紙	1
29	07	貸借契約証書正本	明治29年8月10日	貸借人金岩正次郎	賃借人木戸為三	縦帳	1
30	51	連帯借宅証書	明治30年11月7日	木戸ヒサ・川渡兵吉	山田弥吉	罫紙	1
31	55	連帯借入金証書	明治30年1月19日	木戸為三・木戸ヒサ・村井喜右衛門・可児島兵吉	幸田庄吉・西津倉次郎	縦紙	1
32	54	物品預り証	明治30年4月20日	津嶋町預り人木戸ひさ	小浜町左屋東山伊右衛門	縦紙	1
33	53	譲り証	明治30年10月6日	金岩正次郎	木戸為三	罫紙	1

「木戸為三・西村仁兵衛関係文書」の紹介

一一

34	49	金受取証	明治 36 年 9 月 2 日	森本庄兵衛	一二銀藏	豎紙	1
35	47	売渡し書証	明治 36 年 12 月 5 日	小浜町津嶋売渡人 木戸ヒサ	猪野栄太郎	豎帳	1
36	48	借入金之書記	明治 36 年 12 月 5 日	遠敷郡小浜町津島 借主木戸ヒサ	猪野栄太郎	罫紙	1
37	46	譲り渡し証	明治 36 年 12 月 6 日	猪野栄太郎	今井三治	罫紙	1
38	45	承諾証	明治 36 年 12 月 10 日	木戸ヒサ	今井三治	罫紙	1
39	18	証（カヤ 1 張請取につ き）	未 12 月 30 日	井筒屋伝兵衛	吹田金作	切紙	1
2：西村							
40	35	改名願	明治 11 年 6 月 24 日	願人西村元藏他 3 名	滋賀県令	罫紙	1
41	30	商業願	明治 12 年 7 月 21 日	願人西村仁兵衛他 保証人 2 名	滋賀県遠敷郡長曾 根直行	豎帳	1
42	29	荷車稼願	明治 12 年 8 月 20 日	願人西村仁兵衛	鹿嶋町戸長吹田新 次郎	豎紙	1
43	27	古屋行商所鑑札願	明治 13 年 5 月 29 日	西村仁兵衛	滋賀県遠敷郡長曾 根直行	豎帳	1
44	24-2	受領書	明治 14 年 12 月 27 日	小浜警察署	西村仁兵衛	豎帳	1
45	24-1	車鑑札遺失ニ付御下ケ 渡願	明治 14 年 12 月 28 日	願人西村仁兵衛	遠敷郡長須田安崇	罫紙	1
46	38	便所新設願	明治 15 年 6 月 5 日	西村仁兵衛	石黒務	罫紙	1
47	22	荷積車御願	明治 15 年 7 月 24 日	西村仁兵衛	遠敷郡長須田安崇	豎帳	1
48	23	売薬営業人満期ニ付御 届	明治 15 年 10 月 31 日	平民西村仁兵衛	遠敷郡長森川秀雄	豎帳	1
49	37	改名願	明治 16 年 12 月 26 日	願人西村秀次郎他 1 名	遠敷郡長森川秀雄	罫紙	1
50	36	改名願	明治 17 年 2 月 21 日	願人西村仁平他 1 名	福井県遠敷郡長森 川秀雄	罫紙	1
51	15	古物行商願	明治 17 年 2 月 28 日	平民西村仁兵衛他 1 名	福井県令石黒務	豎帳	1
52	44	月賦金連帯借用書	明治 37 年 12 月 10 日	西村サ〔〕（ダ）・ 一二銀〔〕（蔵）	今井三治	罫紙	1
53	08	呼出状	明治 19 年 7 月 29 日	小浜治安裁判所	西村仁兵衛	切紙	1
54	09	呼出状	明治 20 年 3 月 30 日	小浜治安裁判所	西村仁兵衛	切紙	1
55	10	呼出状	明治 20 年 5 月 28 日	小浜治安裁判所	西村仁兵衛	切紙	1
56	14	裁判言渡書	明治 20 年 5 月 31 日	（小浜治安）裁判所 書記和田駒次郎	松谷重太	豎帳	1
57	11	〔動産仮差押命令書〕	明治 23 年 1 月 27 日	小浜治安裁判所	－	豎帳	1
58	50	証（種痘につき）	明治 31 年 5 月 2 日	福井県若狭国遠敷 郡小浜町小浜医師 甲賀通元	福井県若狭国遠敷 郡小浜町小浜鹿嶋 西村仁兵衛妹フミ	切紙	1
3：その他							
59	58	寄留願	明治 9 年 9 月 30 日	本庄文右衛門	内村藤治郎	罫紙	1
60	39	広告（馬車運搬につき）	明治 13 年 9 月	宝集社	－	切紙	1
61	56	断簡（医療につき）	－	－	木戸為三	切紙	1
62	57	木戸為三家族書	明治 4 年	－	－	切紙	1